

(議事要旨 2) テーマ提言について

テーマ提言に関して、前回までの基準諮問会議で提案、審議されていた以下の 4 項目について、FASF 渡部企画・開示室長より、事務局の対応案の説明が行われた。

- ① 加速型自社株買い (ASR : Accelerated Share Repurchase) の会計処理
- ② 総合型厚生年金基金の特例解散における会計処理
- ③ 厚生年金基金の代行部分に関する前納の会計処理
- ④ 権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理

続いて、企業会計基準委員会 (ASBJ) 小賀坂副委員長より、上記の②③④について、実務対応専門委員会におけるテーマ評価の説明がなされた。

その後、以下のとおり、基準諮問会議の委員より意見が出された。

<「加速型自社株買いの会計処理」について>

- 事務局案に賛成である。前回の基準諮問会議で一旦提言が見送られたが、開発するニーズがあり、日本証券業協会にも対応いただけるとのことで、新規テーマとして検討していただきたい。
- 前回の基準諮問会議において、ASBJ に新規テーマとして提言しない旨の事務局案に賛成した。今回は強い反対はしないが、基準開発が困難であることは事実であると思われる。米国会計基準と IFRS とで会計処理が大きく異なるということもあり、日本基準において、どの会計処理を選択するかという点に関して今後注視したい。
- 事務局提案に反対はしない。しかしながら、実際の事例がまだないことや、米国会計基準と IFRS とで取扱いが異なる点もあることから、検討を進めていく中で新たな課題が出てくる可能性がある。また、特定の商品に対する会計基準を示すのがよいのか、会計基準にあわせて商品を開発するようなことも想定されるという懸念もある。原則的な考え方を示すのが望ましいと思う一方で、困難さも考えられる。
- 基準開発の困難さを認識した上で、テーマとして検討していくことについて賛成である。特定のスキームに沿った形で検討することになるかと思うが、ニーズも強くあり、審議をお願いしたい。

<「総合型厚生年金基金の特例解散における会計処理」について>

- 事務局提案に異論はない。一つの総合型厚生年金基金の特例解散があった場合に、基金に加入する企業によって引当計上のタイミングが異なるケースも想定されるが、これは判断の問題であるという解釈で良いか。

この意見を受け、ASBJ 小賀坂副委員長より以下の発言がなされた。

- 損失の発生可能性や合理的な見積りの判断は、個々の基金や加入事業主の状況に応じて判断が変わり得るものと理解しており、会計処理のばらつきや多様性という問題ではないと考えている。

<「厚生年金基金の代行部分に関する前納の会計処理」について>

- 事務局提案に賛成である。個人的には、この前納の取扱いは年金資産に該当すると考

えており、年金資産として取り扱う場合は比較的課題が少ないように感じている。

- 事務局提案に異論はない。会計処理の取扱いについて結論が出たわけではなく、複数の処理が考えられるが、年金資産として考える意見が多かったという理解で良いか。
- 全体数として平成 25 年 3 月末に 560 あった基金が、平成 26 年 9 月末では 499 に減少しているが、単独型・総合型の 74 基金（平成 25 年 3 月末）についても減少しているのか。

これらの意見を受け、ASBJ 小賀坂副委員長より以下の発言がなされた。

- 厚生年金基金への代行部分に関する前納については、会計上の年金資産の定義を満たすかどうかという点が論点となっている。実務対応専門委員会の評価は論点の分析を行うのみであって、結論を出しているわけではない。
- 単独型・総合型の 74 基金が現在ほどまで減少しているかという点は、正確な数値は把握していないが、さらに減少していると想定される。

<「権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理」について>

- 事務局提案に賛成する。既に 100 社以上に適用されており、会計処理のばらつきはあまりないという説明であったが、ストック・オプション会計基準を適用しなくてよいのかという観点も踏まえて基準開発を検討していただきたい。
- 問題点は、少額な払込みによる有償という形を取ることによって、ストック・オプション会計基準の抜け道になっている点か。
- テーマ評価資料には、払込金額として、権利確定条件を反映させた公正価値を金銭で払い込むとあるが、これは権利確定条件の達成確率を反映した期待値という意味なのか。それともインセンティブ部分をディスカウントした金額のことか。
- 会計処理の検討に際しては、会社法との関係も整理する必要がある可能性がある旨の記載があるが、これは、会計基準が確定すれば会社法の解釈に影響が出るという意味か、又は会社法については別途検討を行うという意味か。
- テーマ評価資料では、海外の事例についての記載がないが、検討は行っているか。

これらの意見を受け、ASBJ 小賀坂副委員長より以下の発言がなされた。

- 本スキームの商品設計は、公正価値で受け払いされることになっており、ストック・オプション会計基準で想定している無償のものとは性格が異なる。一般的な新株予約権とも異なる性質もあり、どちらの会計基準を適用するのがより目的適合的かは、必ずしも明確ではないところが論点となっている。
- 新株予約権の対価として発行する公正価値は、勤務条件・業績条件を含めた全ての権利確定条件を織り込んで算定すると考えられる。
- ASBJ では、会社法の解釈は行えないことは明らかであるが、基準開発の際に、会社法上の論点についても把握するとの意味である。
- 海外の事例は、事務局では把握していない。

これらの意見を受け、議長より、事務局提案どおり、「加速型自社株買いの会計処理」及

び「権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理」については、ASBJに新規テーマとして提言し、残りの2つ（「総合型厚生年金基金の特例解散における会計処理」及び「厚生年金基金の代行部分に関する前納の会計処理」）については、過去に審議を行ったが提言に至らなかったテーマとする旨の発言がなされ、了承された。

以 上